

65歳以上の方対象

後付け安全運転支援 装置設置費補助制度

令和6年度版



注意！ 設置日から3か月以内に申請してください。ただし、令和7年3月31日(月)より後には申請できません。
(申請受付は、土日祝日・年末年始の市役所閉庁日を除く平日の午前8時30分～午後5時15分)

注意！ 令和6年4月1日から補助制度内容を一部変更していますので、ご注意ください。

補助対象者 ※下記①～⑤をすべて満たす個人の方です。

- ①市内に住所を有し、申請年度末時点で65歳以上の人
- ②非営利かつ自ら使用する自動車に安全運転支援装置を設置した人
(令和6年4月1日以後に設置したもの)
- ③有効期限内の自動車の運転免許証を保有している人
- ④豊田市税を滞納していない人
- ⑤申請者が支払った購入設置費に対する他の補助金を受けていない人



補助対象の安全運転支援装置

既販車に後付けで設置するペダルの踏み間違い急発進等抑制装置で、国土交通省の性能認定を受けているもの(装置の認定情報は、国土交通省又は市のホームページをご覧ください。)

国土交通省の性能認定を受けている安全運転支援装置	
自動車メーカー等	後付け障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進抑制装置
部品用品メーカー等	後付けペダル踏み間違い急発進抑制装置 (障害物検知機能なし)

※必ず装置の製造販売元業者等が販売及び設置を認めている取扱店において、直接購入及び設置をしてください。



補助対象の自動車 ※下記①～②をすべて満たす車両です。

- ①普通、小型、軽自動車で車検を受けている自家用車(事業用は対象外)
- ②車検証の使用者欄に申請者の氏名が記載されていること

補助金額

申請者が支払った購入設置費(修理費等は除く)の9割(1,000円未満切り捨て) 上限60,000円
※1人につき1台(回)限りです。補助金予算額に達した場合は終了となります。

補助金の申請から交付までの流れ

(1) 安全装置を取扱店で設置 (取扱店で設置可能か確認 → 注文 → 設置完了)

※すべての車両に設置できるものではないため、ご自身の自動車に設置できるかどうかを事前に取扱店でご確認ください。また、**必ず製造販売元業者が販売・設置を認めている取扱店で設置してください。設置資格のない店舗が仲介している場合は、補助対象になりません。**

(2) 申請書等を交通安全防犯課(南庁舎4階)の窓口へ提出

※申請書は、交通安全防犯課窓口、市ホームページから入手できます。

- 【提出書類】**
- ① 交付申請書兼実績報告書(指定様式/令和6年度版)
 - ② 車検証(使用者欄が申請者本人)のコピー
※電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」のコピー
 - ③ 自動車運転免許証のコピー
 - ④ 購入設置費の支払い手続きが完了したことを確認できる書類(レシート、領収書等のコピー)
 - ⑤ 安全運転支援装置販売・設置証明書
(取扱事業者が記入したもの/令和6年度版)

※この時に(4)請求書を一緒にご提出いただくことも可能です。

一緒に提出していただければ、手続きが一度で終わりますので便利です。

※通帳又はキャッシュカードのコピーを添付してください。

※添付書類は、すべて申請者本人の名義のものがが必要です。

特に④・⑤の書類について、申請者本人の氏名が記載されているか確認してください。

(3) 交付決定通知書兼確定通知書が郵送で到着

※申請書類を審査の上、申請書に記載された住所に通知書を郵送します。

(4) 請求書を交通安全防犯課へ提出 (2)申請書と一緒に提出いただくと便利です。

※通帳又はキャッシュカードのコピーを添付して提出してください。

(5) 補助金が指定口座に振り込まれます。

※申請日から概ね1か月～1か月半後の振り込みとなります。

(注意) 補助金を受けた安全運転支援装置は、原則1年以上使用してください。

ただし、病気等により運転が困難になった場合等は、無理せず運転を中止し、免許返納等をご検討ください。